

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわやか福祉財団（以下、「本財団」という。）の役職員が、その社会的使命と役割を自覚し、厳正な倫理に則って、公正かつ適正に事業活動を行い、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本財団に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 本財団は、全ての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、本規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 本財団は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益の禁止)

第6条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 本財団の役職員は、その職務を行うにあたり、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を自己申告するとともに、必要な是正措置をとらなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 本財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 理事長は、必要あるときは、委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年6月3日から施行する。